

石岡観光応援クーポン 取扱店募集要項

1 発行の目的

市の農産物やお酒, 工芸品等, 魅力ある特産品を市内外に向け積極的に PR するとともに, 当市への観光誘客促進と地域経済支援を行う。

2 クーポン券の発行について

- (1) 名 称 石岡観光応援クーポン (以下「クーポン券」という)
- (2) 発行者 石岡市観光協会
- (3) 発行総額 3 千万円
- (4) 発行枚数 3 万枚
- (5) クーポン券構成 額面金額 1,000 円
- (6) 利用期間 令和 2 年 10 月 1 日 (木) ~ 令和 3 年 2 月 28 日 (日)
- (7) 配布方法 クーポン券取扱店にて税込 2,000 円以上お支払いの方に 1,000 円クーポン 1 枚配布
- (8) 配布対象者 制限なし
- (9) 使用方法 クーポン券取扱店にて税込 1,000 円以上お支払いの方が 1,000 円クーポン 1 枚使用可能 ※配布された取扱店での使用は不可とする。
- (10) 利用限度 1 回のお会計で 1 枚 (1,000 円) まで

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) クーポン券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) クーポン券を現金化することはできません。
- (3) クーポン券額面に利用額が満たない場合でも, 釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。
- (6) クーポン券の紛失及び盗難に対し, 発行者はその責を負いません。

4 クーポン券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払 (税金, 保険料, 電気, ガス又は水道料金等の支払等)
- (2) 医療保険や介護保険等の一部負担金 (処方箋が必要な医薬品を含む)
- (3) 金, プラチナ, 銀, 有価証券, 金券, 商品券 (ビール券, 清酒券, おこめ券, 店舗が独自に発行する商品券等), 図書券, 郵便切手, 収入印紙, プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (5) 事業活動に伴い発生した買掛金, 未払金等の支払, 事業活動に使用する原材料, 機器類, 仕入商品等の購入
- (6) 現金との換金, 金融機関への預け入れ

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項又は第 6 号から第 11 号までのいずれかに該当する営業に係る支払
- (8) 特定の宗教若しくは政治団体に関するもの又は公序良俗に反するものに係る支払
- (9) 土地・家屋の購入，家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払や，自動車等の資産性の高い商品の購入
- (10) クーポン券の交換又は売買

5 取扱店の参加資格

石岡市内に店舗，事業所等を有する事業者とし，次の（1）から（7）全てに該当する事業者で，石岡市内の店舗等に限りクーポン券を使用できるものとします。

- (1) 石岡市観光協会加盟事業者
- (2) 観光果樹園，農業協同組合が運営する農産物直売所，やさと農産物直売所，やさと温泉ゆりの郷，常陸風土記の丘，つくばねオートキャンプ場，石岡市観光案内所，まち蔵藍，飲食店，宿泊施設，観光レジャー施設，スカイスポーツ事業者，公共交通機関（市内のバス・タクシー会社が作成したツアー企画等，観光メニューを利用した方を対象とすること。），その他観光産業に関わる事業者
- (3) 「いばらきアマビエちゃん」に登録している事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っていない事業者
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていない事業者
- (6) 上記（4 クーポン券の利用対象にならないもの）に記載の取引，商品のみを取扱う事業者でないこと
- (7) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。），暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者でないこと

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう，ポスター及びのぼり旗を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだクーポン券は，受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造されたクーポン券と判別できる場合は，クーポン券の受け取りを拒否するとともに，その事実を速やかに石岡市観光協会まで報告してください。
- (3) クーポン券を配布する時，又は受け取った時は所定欄に配布日又は受領日と取扱店名を記入又は押印することとし，既に取扱店の受領印の記入がある場合は，受け取りを拒否してください。

- (4) クーポン券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取ったクーポン券の紛失や盗難，偽造等のため換金不能のクーポン券，換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) クーポンを受け取った際には，帳簿等でクーポンの使用がわかるようにしてください。後日，帳簿等を提出していただく場合がございます。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 36 号）および石岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）を遵守してください。

7 申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要項」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し，石岡市観光協会（下記①）に直接提出又は郵送してください。

「取扱店登録申請書」は石岡市役所のホームページ及び石岡市観光協会のホームページからダウンロードできるほか，石岡市役所本庁舎観光課（石岡市観光協会事務局）で配布します。

石岡市役所ホームページ：<http://www.city.ishioka.lg.jp/>

石岡市観光協会ホームページ：<http://www.ishioka-kankou.com/>

併せて、「遵守事項誓約書」並びに「反社会勢力でないことの誓約書」を提出いただきます。

「遵守事項誓約書」並びに「反社会的勢力でないことの誓約書」は，石岡市役所のホームページ及び石岡市観光協会のホームページからダウンロードできるほか，石岡市観光協会（石岡市役所本庁舎観光課内）で配布します。

【提出書類一覧】

- (a) 取扱店登録申請書
- (b) 遵守事項誓約書
- (c) 反社会的勢力でないことの誓約書

(2) 申請書の提出先

①石岡市観光協会 〒315-8640 石岡市石岡一丁目 1 番地 1 （石岡市役所観光課内）

TEL：0299-23-1111 FAX：0299-24-5358

(3) 申請期間

令和 2 年 9 月 1 日（火）から令和 2 年 10 月 30 日（金）まで

令和 2 年 9 月 23 日（水）までに申請した場合は，令和 2 年 10 月初旬に配布するチラシの取扱店一覧に掲載します。令和 2 年 9 月 24 日（木）以降に申請した場合は，令和 2 年 11 月中旬に発行するクーポン券付きチラシ及びチラシの取扱店一覧に掲載します。取扱店は，順次，石岡市観光協会ホームページに掲載いたします。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て、取扱店として承認し「取扱店証明書」を発行します。

(5) その他

①個別の店舗ごとに申し込んでください。石岡市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。

③令和2年9月29日(火)10時(午前の部)と14時(午後の部)から石岡市役所本庁舎1階メロディアスホールにて取扱店事業者向けの説明会を実施します。取扱店事業者は、どちらかの説明会に参加してください。

④取扱店にはクーポン券付きチラシと換金請求書を上記③の取扱店事業者向けの説明会終了後に配布します。説明会に出席できない取扱店事業者は、石岡市観光協会(石岡市役所本庁舎観光課内)にて令和2年9月29日(火)以降、随時配布します。ポスター、チラシ、シール、のぼり旗、のぼり旗用ポール、のぼり旗用土台は、郵送します。

⑤クーポン券の初回配布は取扱店事業者向け説明会後に1事業者100枚を配布します。再配布は、石岡市観光協会(石岡市役所本庁舎観光課内)にて令和3年2月26日(金)まで又は発行枚数が終了するまで利用実績に応じて200枚を上限に配布します。

8 換金について

(1) 換金場所

窓口：石岡市観光協会(石岡市役所本庁舎観光課内)石岡市石岡一丁目1番地1

窓口開設日：令和2年10月15日(木)から令和3年3月15日(月)の平日のうち市役所閉庁日を除く

受付時間：8時30分～17時15分

臨時窓口：石岡市役所八郷総合支所1階 市民ラウンジ 石岡市柿岡5680番地1

臨時窓口開設日：令和2年10月15日(木)、令和2年11月13日(金)、令和2年12月15日(火)、令和3年1月15日(金)、令和3年2月15日(月)、令和3年3月15日(月)

臨時窓口受付時間：8時30分～12時、13時～17時15分

(2) 換金方法

取扱店は、石岡市観光協会(石岡市本庁舎観光課内)に、「取扱店証明書」を持参のうえ、使用済券と換金請求書を提出してください。

原則として、15日請求の場合は当月末、月末請求の場合は翌月15日に指定の口座に振り込みます。※但し、換金受付最終締め切り日(令和3年3月15日(月))の振込は令和3年3月22日(月)とします。

なお、振込日が休業日の場合は翌営業日とします。

(3) 換金に必要なもの

- ①使用済券
- ②換金請求書
- ③取扱店証明書

(4) 換金受付期間

令和2年10月15日(木)から令和3年3月15日(月)まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(5) 換金手数料

新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済活性化と消費拡大のため無料とします。

9 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。

また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10 その他留意事項

(1) この「募集要領」に記載されていない事項は、石岡観光協会へお問い合わせください。

(2) 取扱店情報(店舗名称, 所在地, 業種等)は、「クーポン券の使えるお店(一覧表)」として、石岡市及び石岡市観光協会のホームページやチラシなどにより広報します。

<問い合わせ先>

石岡市観光協会 〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 (石岡市役所観光課内)

TEL: 0299-23-1111 FAX: 0299-24-5358